



6足監発第786号
令和6年8月26日

足立区長 近藤 やよい 様

足立区監査委員	綿谷 久司
同	寺口 正治
同	くじらい 実
同	さの 智恵子

令和5年度 足立区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、
令和5年度足立区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付
して提出します。

令和5年度足立区内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象等

(1) 審査の対象

令和5年度足立区内部統制評価報告書及び附属資料

(2) 審査対象とした評価範囲

財務に関する事務

情報管理に関する事務

生命・安全の確保に関する事務

2 審査の期間

令和6年7月25日（木）から8月26日（月）まで

3 審査の基本方針

令和6年度監査基本計画に基づき、区長から審査に付された令和5年度足立区内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、という観点から検討を行い、審査した。

4 審査の実施方法

内部統制評価報告書について、足立区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）（以下「ガイドライン」という。）に基づき審査を行った。具体的には、リスク評価シート等の関係書類の確認や、必要に応じて関係所属等に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和5年度足立区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当である。

（指摘事項）

評価手続において、把握した整備上及び運用上の不備をすべて評価対象とする「網羅性の確保」は、内部統制評価報告書の信頼性の観点から極めて重

要である。

審査の過程で、以下の2件の事案が評価対象とされていないことが判明したことから、評価手続は一部相当でないと判断した。

- (1) 区営シルバーピア（高齢者集合住宅）緊急通報システムの事故について
評価報告書において、評価基準日現在、事故調査報告書が提出されていないことにより事故認定が遅れ、内部統制確保に向けた全庁的なモニタリングの取り組みである「令和5年度の事故・ミス事案」に含まれていないこと、及び翌年度の評価対象とした旨記載されているが、内部統制の確保及び同様の事案の再発防止の観点から、令和5年度の評価対象とすべきである。

- (2) 「国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報の流出について

令和6年3月に改定されたガイドラインでは、過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱いについては、「把握した過年度の重大な不備の内容及び原因、是正までの間に当該重大な不備により生じた影響、講じた是正措置の内容、並びに是正を行った後の内部統制の状況等を記載する」と追記された。

本事案は、平成29年度（過年度）に実施した事業において、個人情報が出た事案であるが、評価期間中に把握され、かつ、重大な不備として区が定義している「社会的に広く区民が不利益を被る場合」及び「著しく区の信用を失墜させる場合」に該当すると考えられることから、本追記に該当する。したがって、本事案を当年度の評価対象とし、過年度の重大な運用上の不備と評価した上で、評価報告書の「付記事項」として記載すべきである。

6 監査委員意見

- (1) 個人情報を取り扱う業務委託に対する内部統制の確保に向けた取り組み

過年度に実施した「国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出事案を把握したことを受け、区は、「個人情報を取り扱う業務委託」における個人情報の安全管理について、必要かつ適切な措置を講じるために各所管が年1回の実地検査を行うなど再発防止に向けた体制を速やかに整備した。適切な対応であると評価する。

令和5年度足立区内部統制評価報告書審査意見（附属資料）

審査結果の詳細

1 内部統制の評価手続の検討

（1）全庁的な内部統制の評価手続の検討

区長による評価手続	<ol style="list-style-type: none">1 評価対象事務は、足立区内部統制基本方針で定めた、財務に関する事務、情報管理に関する事務、生命・安全の確保に関する事務2 令和6年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。令和6年3月改定）により定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）に基づき、規程等の整備状況及び内部統制の確保に向けた取組・活動状況に対して、整備上及び運用上の不備がないかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び審査の結果	<ol style="list-style-type: none">1 審査の方法 全庁的な内部統制について、規程の整備状況及び評価項目に係る取組・活動状況、庁内への周知状況を、どのように確認・評価しているかについて、以下の資料及びヒアリングで審査<ol style="list-style-type: none">① 足立区における内部統制基本方針② 足立区リスク評価実施手順③ 庁内通知文書④ 内部統制評価報告書附属資料2 審査の結果 評価対象期間中の各規程の整備・改訂状況、職員に対する具体的な周知方法等の取組みの確認状況について審査した結果、全庁的な内部統制について、評価手続は相当と判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続の検討

ア 内部統制評価の網羅性の検討

内部統制評価は、評価範囲である内部統制事務で発生したすべての運用上の不備を対象として実施すべきであるが、内部統制評価報告書審査の過程において、以下の2件の事案について、区長による評価手続が行われていないことが判明、その妥当性について検討

- ① 区営シルバーピア（高齢者集合住宅）緊急通報システムの事故
- ② 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託における個人情報流出事案

審査の方法及び審査の結果	<p>1 審査の方法</p> <p>当該事案に関する以下の資料の確認及びヒアリング、過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱いに関するガイドラインの記載内容の確認により検討、審査</p> <ol style="list-style-type: none">① 区ホームページ掲載 区営シルバーピア（高齢者集合住宅）における緊急通報システムの事故について（詳細）② 参考情報 平成29（2017）年度実施の「国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報の流出について（令和5年10月把握）③ ガイドライン④ 内部統制評価報告書附属資料 <p>2 審査の結果</p> <p>以下のとおり、内部統制評価の対象とすべき2事案（運用上の不備）が評価対象とされていないことから、評価手続は一部相当でない判断</p> <p>(1) 区営シルバーピア（高齢者集合住宅）緊急通報システムの事故について</p> <p>評価基準日現在、事故調査が継続中であることから事故認定が遅れ、令和5年度の事故・ミス事案に含まれておらず、翌年度の評価対象としているが、内部統制の確保の観点から当年度の評価対象とすべき</p> <p>(2) 国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託における個人情報流出事案について</p> <p>令和6年3月改定のガイドラインにおいて、過年度の重大な不備を当年度に把握した場合の取扱いについて、「把握した過年度の重大な不備の内容及び原因、是正までの間に当該重大な不備により生じた影響、講じた是正措置の内容、並びに是正を行った後の内部統制の状況等を記載する」と追記</p> <p>本事案は評価期間中に把握された過年度に発生した事案であること、かつ、重大な不備として区が定義している「社会的に広く区民が不利益を被る場合」及び「著しく区の信用を失墜させる場合」に該当すると考えられることから本追記に該当すると判断。したがって、当年度の評価対象とし、重大な運用上の不備と評価した上で、評価報告書の「付記事項」として記載すべき</p>
--------------	--

イ リスク評価の対象にしていた事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価手続の検討

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">区長による評価手続</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 足立区リスク評価実施手順に基づき、各所属がリスク評価シートを作成し自己評価 2 リスク評価シートに記載された事務について、内部統制評価部局がマニュアル等のツールの整備状況及び各所属の自己点検結果を確認し、自己評価が妥当かどうか判断 3 整備上及び運用上の不備があった事務について、重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査の方法及び審査の結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査の方法 リスク評価シート作成対象事務に関し、各所属によるリスクの識別・評価・対応策の整備状況と、それらを踏まえた自己評価がどのように行われているか、内部統制評価部局による独立的評価がどのように行われているか等の観点から、以下の資料やヒアリングによって、整備上・運用上の不備や事故の発生状況を確認、審査 <ol style="list-style-type: none"> ① 足立区リスク評価実施手順 ② 足立区版リスク一覧 ③ 財務に関する事務の事務フロー図 ④ 全所属が作成したリスク評価シート ⑤ リスク評価実施に関する庁内通知文書 2 審査の結果 以下により、評価手続は相当と判断 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各所属がリスク評価シートを作成し、リスクの識別・評価を行い、対応策を整備した上で自己評価を行っていることを確認 (2) 内部統制評価部局が、事故・ミス発生状況や継続的モニタリングの必要性を考慮した上で、各所属の自己評価に対する独立的評価を実施していることを確認

ウ リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する
評価手続の検討

<p>区長による 評価手続</p>	<p>1 令和5年度に発生した事故・ミスのうち、リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミスについて、内部統制推進部局で確認した事故概要や対応・改善策を基に、内部統制評価部局において運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価</p>
<p>審査の方法及び審査の結果</p>	<p>1 審査の方法 事故・ミスの事実確認や発生原因の分析、再発防止策の検討が、どのように実施されているか、運用上の重大な不備に当たるかどうかについて適切に評価しているか等の観点から、「令和5年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ）」やヒアリングにより審査</p> <p>2 審査の結果 事故・ミスの内容や発生原因等の確認は、あらかじめ定められた評価手続に従って適切に行われていることから、評価手続は相当と判断</p>

エ 定期監査で指摘等を受けた事務に関する評価手続の検討

<p>区長による 評価手続</p>	<p>1 令和5年度定期監査における指摘事項について、内部統制推進部局で確認した指摘概要や措置内容を基に、内部統制評価部局において、指摘を受けた事務が整備上及び運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価</p>
<p>審査の方法及び審査の結果</p>	<p>1 審査の方法 定期監査における指摘事項等について、発生原因、その影響度、再発防止に向けた措置内容、評価基準日における状況等の確認、モニタリングをどのように行っているかについて、「監査指摘事項に対する確認票」の確認や内部統制評価部局へのヒアリングを通じて審査</p> <p>2 審査の結果 定期監査における指摘事項等について、発生原因やその影響度等の確認は、あらかじめ定められた評価手続に従って適切に行われていることから、評価手続は相当と判断</p>

2 内部統制の評価結果の検討

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果	<p>1 ガイドラインにより定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）について、評価の基本的考え方、評価項目、取組・活動内容について確認</p> <p>2 関連規程等は不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価</p> <p>3 取組・活動内容について評価した結果、運用上の不備はないと評価</p> <p>4 以上の結果、全庁的な内部統制は有効に整備・運用されていると判断</p>
審査の方法及び審査の結果	<p>1 審査の方法 関連規程等の整備・改訂状況や全庁的な取組状況・活動内容について、漏れなく評価しているか、評価期間中の会議、研修、職員通知等、内部統制確保に向けた具体的な取組・活動内容を確認しているか、把握された整備上・運用上の不備について、評価基準日、評価期間において重大な不備に当たるかどうかを定義に従って判断しているか等の観点から、内部統制評価報告書附属資料を基礎に、内部統制評価部局に対するヒアリングにより確認</p> <p>2 審査の結果 (1) 各評価項目について、評価期間中の具体的な取組・活動内容に基づいて評価が行われている。また、個人情報等の適切な管理については、個人情報保護法に対応した「個人情報を含む委託契約の契約約款別紙」により、所管課による実地検査を行っていることなどの評価が行われている。以上に基づいて、内部統制関連規程等は、おおむね不足なく整備・改訂されており、整備上の不備はないと判断 (2) 職員に対する内部統制確保、及び規程等遵守の重要性についての意識の醸成、研修や通知等による規程等の周知に関する取組状況・活動内容についても、おおむね適切に実施されており、運用上の不備はないと判断</p> <p>3 個人情報を取り扱う業務委託に対する内部統制の確保に向けた取組み 過年度に実施した「国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報流出事案を把握したことを受け、区は、「個人情報を取り扱う業務委託」について、業務委託における個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じるために各所管が年1回の実地検査を行うなど再発防止に向けた体制を速やかに整備した。適切な措置を講じたことは評価</p> <p>以上の結果、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されているとの評価報告書の記載は相当であると判断</p>

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果	<p>1 重大な不備の定義 足立区では重大な不備の定義について以下のとおり具体化して定義</p> <ul style="list-style-type: none">① 区民の安全・安心が脅かされた場合② 社会的に広く区民が不利益を被る場合③ 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合④ 著しく区の信用を失墜させる場合 <p>2 区長による評価結果 上記の重大な不備の定義に基づいて区長が評価した結果は以下のとおり</p> <p>(1) リスク評価の対象にしていた事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価</p> <p>ア 評価基準日までに整備を終えていることから整備上の不備はないと判断</p> <p>イ 収入に関する事務で発生した「前期高齢者給付費額報告書の計上誤り」については、東京都への交付金の返還が生じ、経済的に区としての損害額が多いこと、委託事業者への引き継ぎ誤りにより、著しく区の信用を失墜させたことから、運用上の重大な不備に当たると判断</p> <p>ウ 補助金の受入に関する事務で発生した「感染症予防事業費等国庫補助金の交付申請誤り」については、申請誤りにより、経済的に区としての損害額が多いことから、運用上の重大な不備に当たると判断</p> <p>エ その他、「個人情報情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が39件発生しているが、これらについては誤交付した書類等はすでに回収し、紛失した書類等は外部には出ていないことから広く区民が不利益を被ることはなかったこと、区民への影響範囲は少なく、経済的に区民や区に大きな損害を与えることはなかったこと、幸いなことに大きな健康被害はなく、結果として区民の安全・安心が脅かされることはなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと判断</p> <p>(2) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価</p> <p>ア 支出（契約に基づかないもの）に関する事務で発生した「会計年度任用職員の休日給及び夜勤手当の支給誤り」については、所管課へ正しい情報を提供できなかったことが未支給に繋がったことから、著しく区の信用を失墜させたこと、未支給の額が大きく、対象者が経済的に不利益を被ったことから、運用上の重大な不備に当たると判断</p> <p>イ 収入支出（契約に基づかないもの）に関する事務で発生した「障がい者福祉手当の支給誤り」については、対象者への適切な案内を怠っており、広く区民が不利益を被る蓋然性があること、未支給となったことにより、対象となった区民の経済的な損害額が大きいこと、職員の未処理により、著しく区の信用を失墜させたことから、運用上の重大な不備に当たると判断</p>
-----------	--

ウ その他、「個人情報漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が19件発生しているが、誤交付した書類等はすでに回収し、紛失した書類等は外部には出ていないことから広く区民が不利益を被ることはなかったこと、区民への影響範囲は少なく、経済的に区民や区に大きな損害を与えることはなかったこと、幸いなことに大きな健康被害はなく、結果として区民の安全・安心が脅かされることはなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと判断

(3) 定期監査で指摘等を受けた事務に関する評価

ア 「契約事務の適正な執行について」に関する監査指摘については、令和4年度の第二期、第三期の定期監査でも別の所管で同様の指摘を受けており、同様の指摘が繰り返されていることによって、著しく区の信用を失墜させたことから、運用上の重大な不備に当たると判断

イ その他、「足立区長等附属機関構成員の費用弁償について」、「認定こども園支援事業補助金交付事務について」の監査指摘については、既に対象者への費用弁償は行われ、経済的な影響も少ないこと、事業者に対する経済的な損害は見られないことから、運用上の重大な不備に当たらないと判断

以上の結果、(1)イ、ウ、(2)ア、イ、及び(3)アの事務については、運用上の重大な不備に当たると判断し、内部統制は有効に運用されていないと評価

審査の方法及び審査の結果

1 審査の方法

評価基準日、評価期間において、重大な不備に該当するか否かについて、ガイドラインに示された評価基準及び足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に判断しているか、その判断結果は妥当かどうかの観点から、以下の資料及び内部統制評価部局へのヒアリング等により審査

- ① 内部統制評価報告書附属資料
- ② 全所属が作成したリスク評価シート
- ③ 令和5年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ）
- ④ 監査指摘事項に対する確認票

2 審査の結果

区長による評価は、ガイドラインに示された評価基準、足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に行われ、評価理由が明確に示されており、その評価結果も妥当である。

したがって、評価報告書における評価結果の記載は相当であると判断